

まつげエクステンションと行政

(美容業の生産性向上に向けて)

平成27年5月20日

厚生労働省健康局生活衛生課

本日本話すること

- 美容業とは
- サービス産業チャレンジプログラム
- 生活衛生関係営業の活性化と振興のために
- まつ毛エクステンションに係る対応

美容業とは

法律上の位置づけ

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

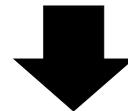
(適用営業及び営業者の定義)

第2条の三

美容業(美容師法の規定により届出をして美容所を開設することをいう。)

美容業の振興指針

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」
第56条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることができる。



平成26年3月13日付け厚生労働省告示74号により改正し、平成26年4月1日から適用。

サービス産業チャレンジプログラム

(平成27年4月15日 日本経済再生本部決定)

サービス産業の活性化・生産性向上に向けた考え方

- 我が国のGDPの約70%はサービス産業で占められており、我が国経済の成長には、サービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠。
- 地域経済においては、サービス産業は、地域雇用の大宗を占めるとともに、地域住民の生活を支えるサービスを提供
(→ 美容業は、まさにこれに該当)
- 国民一人一人が、活力ある地域経済社会を実感できるようにするためにも、サービス産業の活性化・生産性の向上は、極めて重要な政策課題

- このため、サービス産業全体に係る労働生産性向上の目標を掲げた上で、サービス産業の活性化・生産性向上に向けた「全国でのチャレンジ」を幅広く後押しする施策及び支援体制を「サービス産業チャレンジプログラム」として取りまとめる。
- サービス産業の活性化・生産性向上には、付加価値の増大と効率性の向上の双方を丁寧に進めていくことが必要。
(→ 付加価値の増大、労働生産性向上のためには、まつげエクステンションの健全な発展が重要)

(参考) 労働生産性とは

- 労働生産性とは、
「(労働者)一人当たりの付加価値額(生み出した価値)」 のこと
- 一人当たり付加価値額

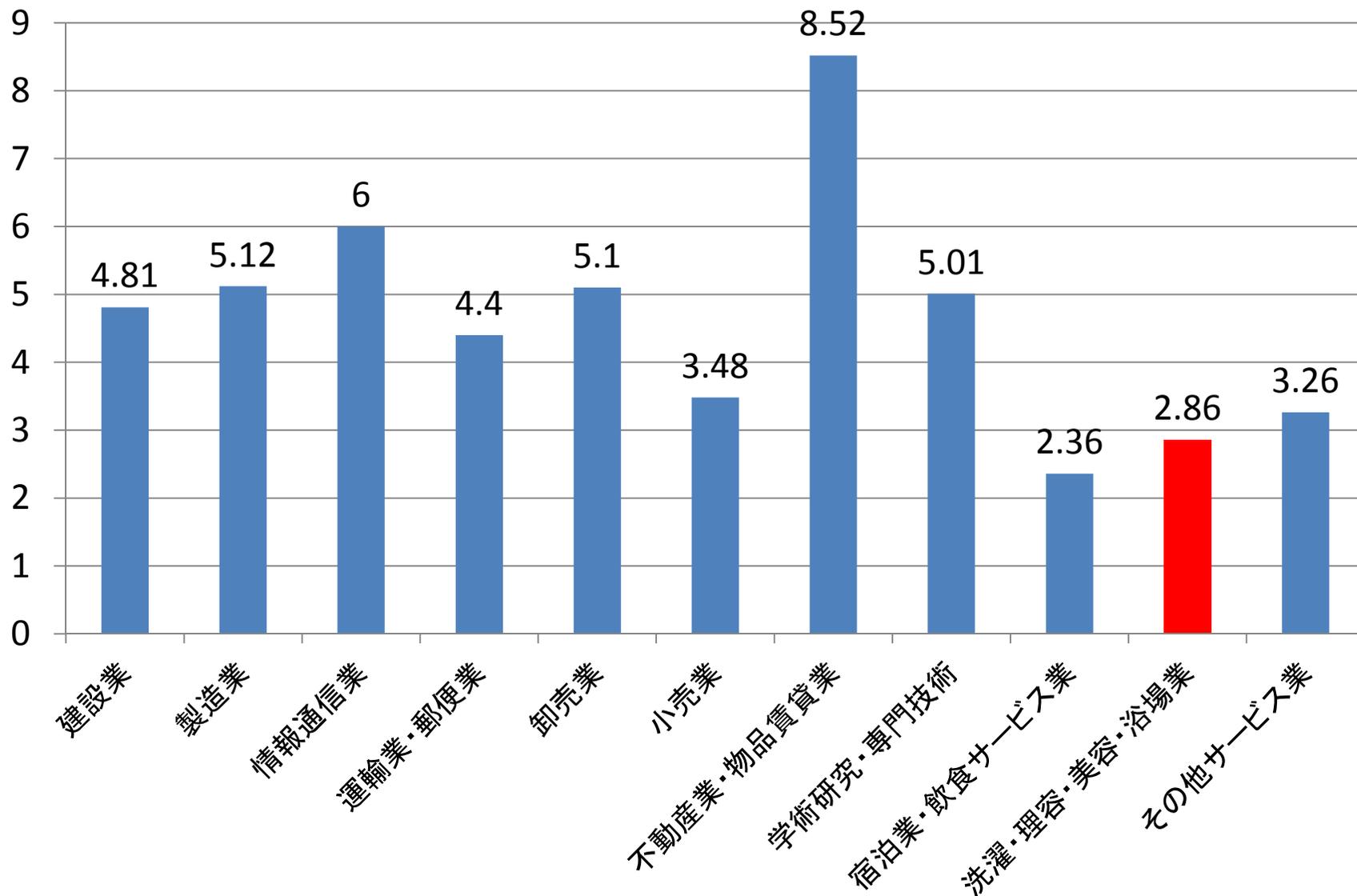
$$= \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数 (労働時間数)}}$$

$$= \frac{\text{付加価値の向上 (= より高く買ってもらえるサービスの提供)}}{\text{効率の向上}}$$

→ 提供するサービスの価値を向上させる(分子↑)か、時間や工程(コスト)の短縮(↓)

(参考) 従業員一人当たり付加価値額

百万円



出典：平成25年度中小企業実体基本調査（平成24年度決算実績）【中小企業庁】より

横断的施策

このプログラムの中で取り組む横断的施策の一つとして、

生活衛生同業組合等を活用したサービス産業の幅広い活性化・生産性の向上に向け、関係振興指針の改正時に、必要な事項を盛り込む。

と明記されている。

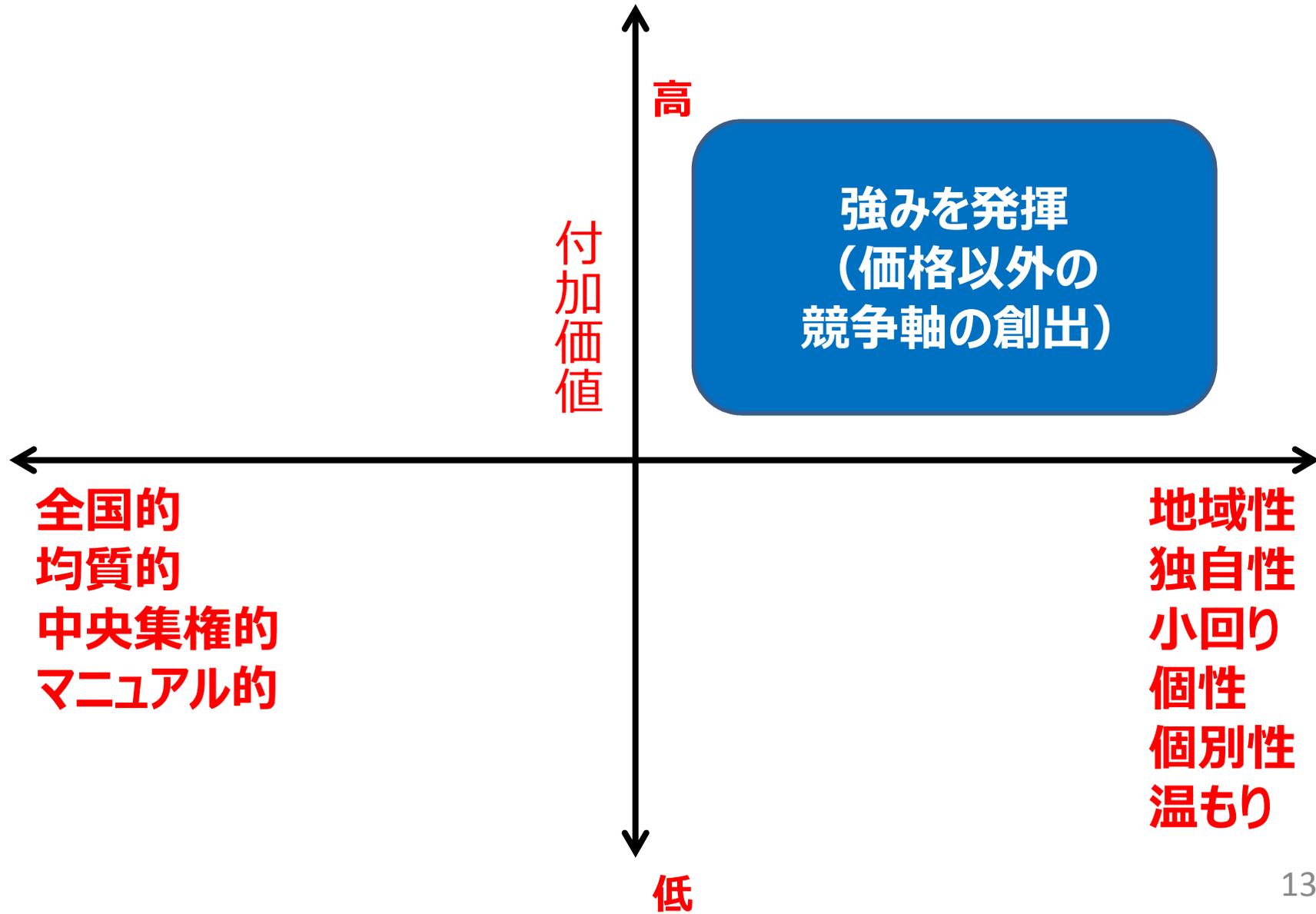
→ 従業員の皆様の勤務条件の改善のためにも、生産性の向上が不可欠。

生活衛生関係営業の
活性化と振興のために

生活衛生関係営業における強みと弱み(例)

	プラス面	マイナス面
内的要因	<p style="text-align: center;"><強み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門性（高付加価値） ○対面販売（顔の見えるサービス） ○地域密着、地域性 ○独自性、個性、個別性 ○顧客基盤、つながり ○小回り、迅速性 ○温もり、人情 	<p style="text-align: center;"><弱み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模零細、経営基盤の脆弱性 ○経営者の高齢化、後継者の確保
外的要因	<p style="text-align: center;"><機会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○シニア層の増大 ○健康志向 ○安心・安全意識の高まり ○ニーズの多様化 	<p style="text-align: center;"><脅威></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模総合店舗の進出等による価格競争の激化 ○顧客の価格志向

競争軸の創出



生活衛生関係営業の活性化・振興について

平成27年度予算、平成26年度補正予算
及び平成27年度税制改正

都道府県・生活衛生営業指導
センターにおける関連施策

予算

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金：
1,028百万円（1,000百万円）
 - ・生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業
- 被災した生活衛生関係業者への支援
448百万円（71百万円）
 - ・生活衛生関係営業対策事業費補助金
 - ・株式会社日本政策金融公庫出資金

融資

- 貸付計画額：1,150億円
（日本政策金融公庫補給金：22億円、出資金3億円（補正））
- 貸付制度の拡充
 - ・福祉増進関連事業施設貸付の拡充
（高齢者・障害者が円滑に利用できるように行う設備投資について金利の引き下げ）
 - ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援（補正）

税制

- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
 - ・振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上、その適用期限を2年延長する。
- 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

- ✓環境衛生監視員の監視指導の計画的実施
- ✓組合員への衛生情報の周知に係る生活衛生同業組合の活用
- ✓自主管理点検表の活用・普及

★生活衛生水準の維持・向上

★生活衛生関係営業の振興、活性化、基盤の安定

- ✓新規開設者等への生衛法や組合等に関する情報提供の推進
- ✓都道府県生活衛生営業指導センターの積極活用、経営指導員・経営特別相談員の相談・指導の充実

(参考) 好循環の推進

平成27年度予算（生活衛生関係営業対策事業費補助金）

新 生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業

生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・推進を図る。（計画の策定主体は、各業種の生活衛生同業組合連合会）

【想定される計画中の項目】

- 業界の現状把握
 - 内的要因（強み・弱み、後継者難 等）
 - 外的要因（景況、消費者ニーズの変化 等）
 - 要因に伴う現状（景況悪化、離廃業の増加等）
- これまでの取組と評価・分析
 - これまで実施した事業の効果検証（好事例の集約等）
- 現況を踏まえた課題の抽出
 - 早急に取り組むべき課題（サービスの生産性向上及び従業員の処遇向上を含む。）
 - 長期的な課題

(つづき)

- 課題に対する対応方針
将来予測も含めた課題に対する対応方針の策定
目指すべき業の方向性の提示
- 具体的施策
対応方針に基づく具体的な施策（早急に実施すべきもの・長期的に取り組むべきもの）
具体的施策に係る工程表

※ 本事業の実施に当たっては、会員内での事業実施とならぬよう、利用者・消費者の意見を聴取するとともに、関係機関である行政機関、地域金融機関や政府系金融機関等の知見を積極的に活用し、第三者となる有識者及び中小企業診断士、税理士等専門家の意見を踏まえるなど、多様な関係者の参画を図ることとする。

まつ毛エクステンションに係る対応

まつ毛エクステンションの検討に至った経緯

■平成20年以降、全国の消費生活センターや国民生活センターにおいて相談件数が増加していることが公表された

■これを受けて厚生労働省は、平成20年の通知において既出の通知を引用し、まつ毛エクステンションは美容師法上の美容に該当する旨の解釈を示した上で危害防止の徹底を各都道府県などへ依頼し、平成22年には、再度、危害防止や指導・監督の徹底を依頼

■しかしながら、現実には、美容師免許を取得せずにまつ毛エクステンション施術の営業を行う者が多数存在

■平成23年11月から平成25年6月までの間、消費者への情報提供の在り方や、従前の美容師養成課程を修了しただけでは施術を受ける利用者の安全を確保できないなどの課題について検討するため、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催

まつ毛エクステンションの施術は美容行為

■昭和41年9月30日東京都衛生局衛生部長照会に対する

昭和42年2月16日厚生省環境衛生局環境衛生課長回答

- 美容師法に規定する「美容」は、「パーマントウェーブ、結髪、化粧**等**の方法」によるものに限る。
- 「等」に含まれる方法も当然に一定の限界があると解すべき。
- 通常**首から上の容姿を美しくするために用いられるもの**であり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべき。

■平成15年7月30日大阪市健康福祉局健康推進部長照会に対する

平成15年10月2日厚生労働省健康局生活衛生課長回答

- 「付け毛」の施術**については、美容師法のいう**「美容」に該当**するものと考える。

■平成16年9月8日厚生労働省健康局生活衛生課長通知「パーマント・ウェーブ用剤の目的外使用について」

○いわゆるまつ毛パーマを称する施術により事故等の起こることのないよう、(中略)美容業務の適正な実施の確保をお願いしているところである。

→**まつ毛に係る施術を美容行為**と位置づけている。

危害防止の徹底と教育プログラム（通知）

■平成20年3月7日生活衛生課長通知：「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」

■平成22年2月18日生活衛生課長通知「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について」

生活衛生関係営業等衛生問題検討会における検討

（平成23年11月～平成25年6月、「まつ毛エクステンションの教育プログラム等について」）

■平成24年11月18日生活衛生課長通知「まつ毛エクステンションによる安全性の確保について」

■平成25年6月28日生活衛生課長通知「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」

ご静聴ありがとうございました

